

わが家の防災メモ

あらかじめ記入して、家族みんなが分かるところに保管しましょう。

火災・救急
119番

警察
110番

災害用伝言ダイヤル
171番

海上の事故・事件
118番

避難場所

一時避難場所	地区避難場所	広域避難場所

緊急時連絡先(家族や親せき・知人、職場、学校、かかりつけの医院など)

氏名／施設名	住所	電話番号

防災関係機関

連絡先	電話番号	連絡先	電話番号
朝日町役場(代表)	0765-83-1100	あさひ総合病院	0765-83-1160
富山県新川土木センター 入善土木事務所	0765-72-1133	水道(朝日町建設課)	役場(代表)へ
新川地域消防組合 朝日消防署	0765-83-0009	電気(北陸電力・停電・電気設備に関する窓口)	0120-837119
朝日町交番	0765-83-0430	ガス(ご契約会社連絡先を記入してください)	

非常持出品チェックリスト

避難するときにまず最初に持ち出す物です。
●リュックサックなどに入れて保管します。必要なものを動きやすい量だけ準備しましょう。

非常食

- ☐ 水(1人1日あたり3リットル目安)
- ☐ 食料(インスタント食品・缶詰など最低1食分の携帯食)



救急医療品

- ☐ 常備薬(持病をお持ちの方は病院から処方された薬)
- ☐ お薬手帳
- ☐ 簡単な救急セット(とげ抜き・つめ切り等)
- ☐ ウェットティッシュ



衣類

- ☐ ヘルメット
- ☐ マスク
- ☐ メガネ(予備用)
- ☐ コンタクトレンズ(保存液を含む)
- ☐ 雨具
- ☐ 厚手の手袋・軍手
- ☐ 下着・靴下
- ☐ タオル
- ☐ 生理用品



貴重品

- ☐ 現金(10円玉を多めに)
- ☐ 通帳・印鑑など
- ☐ 健康保険証(または保険証のコピー)



防災用品

- ☐ 携帯ラジオ
- ☐ 懐中電灯(できれば1人に1つ)
- ☐ 乾電池(予備用)
- ☐ 携帯電話の乾電池式充電器
- ☐ ボリ袋
- ☐ レジャーシート
- ☐ ビニール袋
- ☐ ロープ
- ☐ ホイッスル
- ☐ 携帯用トイレ
- ☐ スリッパ



備蓄品チェックリスト

復旧までの数日間を自活するために最低限必要なものです。
●リュックサックなどに入れて保管します。必要なものを動きやすい量だけ準備しましょう。

食料など

- ☐ 水(1人あたり9リットル程度)
- ☐ 食料(缶詰やレトルト食品)
- ☐ 缶切り・ナイフ
- ☐ 紙コップ・紙皿・割り箸・ラップ・アルミホイル
- ☐ カセットコンロ・ガスボンベ
- ☐ 給水用ポリタンク



衣類など

- ☐ 下着類
- ☐ 衣類
- ☐ 使い捨てカイロや解熱シップ
- ☐ 防寒用ジャケット
- ☐ 毛布または寝袋



日用品

- ☐ ライター
- ☐ ウェットティッシュ
- ☐ トイレットペーパー
- ☐ 簡易トイレ
- ☐ 工具セット
- ☐ ランタン



※定期的に入れ替え、買い足すなど点検しましょう。

家族構成に合わせた準備を

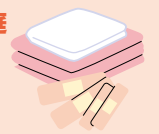
乳幼児のいる家庭

粉ミルク・ほ乳びん・おむつ・離乳食・スプーン・おんぶひもなど



妊婦のいる家庭

脱脂綿・ガーゼ・さらし・T字帯・新生児用品・母子手帳など



要介護者のいる家庭

おむつ・ティッシュ・携帯用トイレ・補助具の予備・障害者手帳など



朝日町津波ハザードマップ

保存版

平成30年3月作成



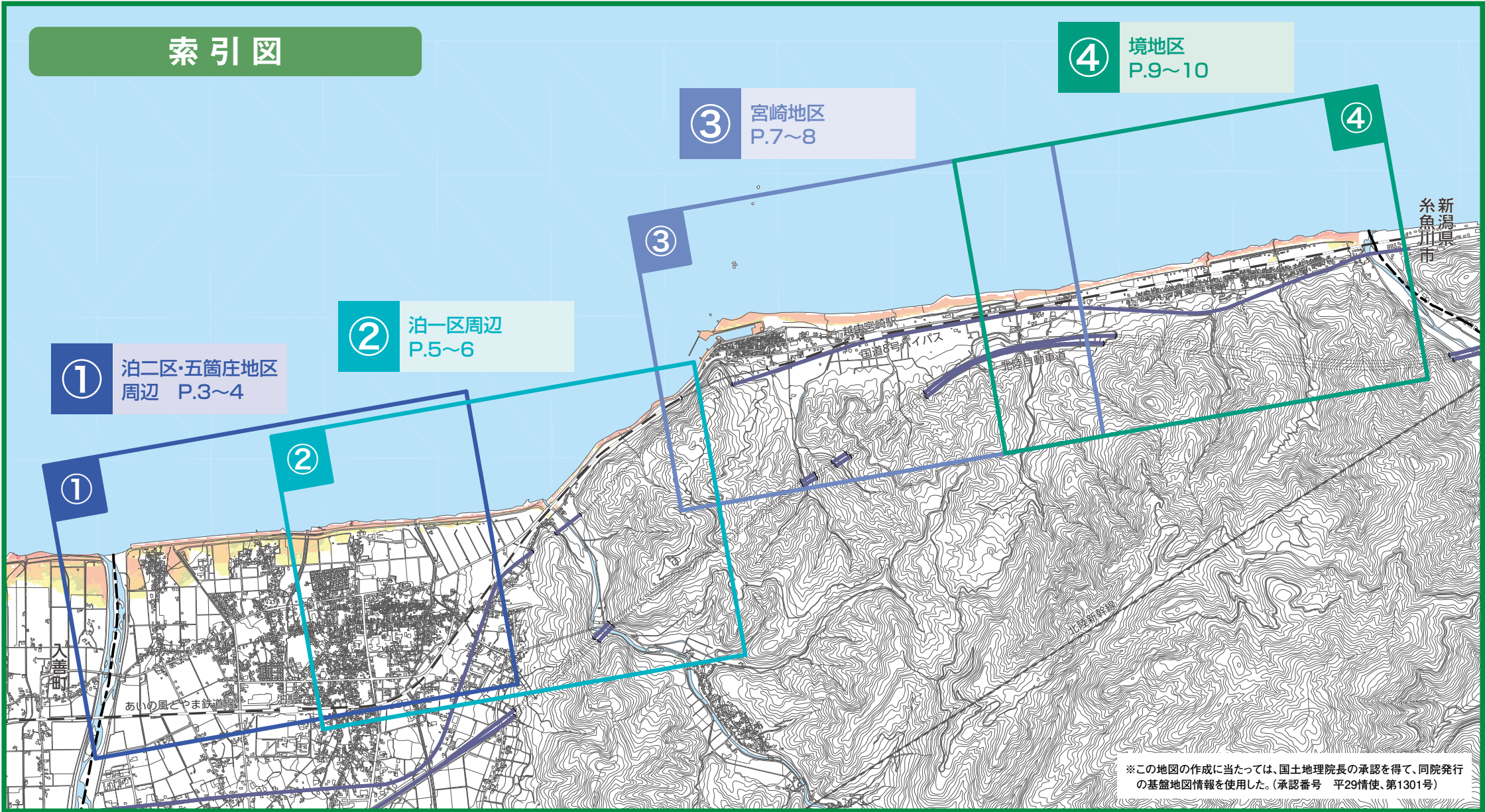
津波から身を守るため

強いゆれや弱くても長いゆれを感じたら
ゆれがなくても津波警報が発表されたら **すぐに高台へ避難!**



朝日町役場 総務政策課

〒939-0793 富山県下新川郡朝日町道下1133
TEL:0765-83-1100(代表) FAX:0765-83-1109
HP:<http://www.town.asahi.toyama.jp/>



凡 例	
(参考) 日本海地震・津波調査プロジェクトの 断層を含む津波浸水想定区域	
津波危険箇所	
土砂災害区域 (急傾斜地の崩壊・土石流)	
土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地の崩壊)	
土砂災害特別警戒区域 (土石流)	
土砂災害警戒区域 (地すべり)	
広域避難場所 及び 地区避難場所 (指定避難所)	
一時避難場所 (指定緊急避難場所:津波)	
防災行政無線	
主な避難経路	
市町村界	

目 次	
目次・索引図・凡例	P1・2
津波ハザードマップ	
①泊二区・五箇庄地区周辺	P3・4
②泊一区周辺	P5・6
③宮崎地区	P7・8
④境地区	P9・10
災害学習情報	
富山県の津波の特徴(太平洋側との違い)、想定津波とは?	P11・12
津波浸水想定に関わる用語を知ろう、津波災害警戒区域・基準水位とは?	P13
津波の特徴、津波が起きたら…、津波避難3原則	P14
津波警報・注意報の分類と取るべき行動、情報伝達経路	P15
災害への備え	
家族で防災会議を開こう、災害時要配慮者への避難支援	P16
朝日町避難場所一覧	P17・18

このマップを作成した目的

普段からいざという時に備えましょう

- このハザードマップは、富山県に甚大な被害をもたらすおそれのある津波を想定し、予想される浸水の範囲や深さ、避難場所などの避難に役立つ情報を示したものです。
- このマップを参考に、常日頃からご家庭や地域で、いざという時に備えて、避難場所までの経路や持ち出し品などについて事前に話し合い、考えていただきたいと思います。

使用上の注意

想定に捉われない・速やかに避難

- このハザードマップは、富山県が平成28年度に実施した津波浸水想定調査結果をもとに、作成しています。
- 発生する地震の規模や位置によっては、着色されていない箇所でも浸水する可能性があります。
- 強いゆれを感じたり、弱い地震でも長い時間ゆっくりしたゆれを感じた時は、海岸付近から離れ、ゆれがおさまったら近くの避難場所(高台等)へすぐに避難して下さい。
- 津波発生時は、大きな揺れによる地震被害や土砂災害についても注意が必要です。朝日町では「土砂災害ハザードマップ」や「防災ハンドブック」も作成していますので、それらも参考に危険箇所を確認し、複合災害へ備えましょう。

浸水深と危険度

●浸水深の見方 津波発生時に予想される水深を色別で表しています。

浸水深／ 具体的な被害等
4m以上 沿岸集落被害率、 漁船被害率 50%以上※1
2m以上 沿岸集落に被害が発生、 木造家屋は全面破壊、 漁船にも被害発生※1、 死者増加※2
1~2m 木造家屋部分破壊

●5分で歩ける距離

約220m

※東日本大震災の実績
平均歩行速度2.65km/h
「富山県津波浸水想定調査報告書(H29.2)」より算定
※お年寄りや幼児など要配慮者は上記よりも歩ける距離が短くなります。

左のイラストは、国土交通省「水害ハザードマップ作成の手引き」、消防庁「津波災害予測マニュアル」を参考に設定。
※1 津波高と被害程度(首藤1992) ※2 人命損失と津波高(河田、平成9年)

津波災害警戒区域【浸水深】

0.01～0.3m未満

0.3～0.5m

0.5～1.0m

1.0～3.0m

3.0～5.0m

5.0～10.0m

(参考)日本海地震・津波調査プロジェクトの断層を含む津波浸水想定区域

津波危険箇所

凡 例

土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊・土石流)

土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)

土砂災害特別警戒区域(土石流)

広域避難場所 及び 地区避難場所(指定避難所)

一時避難場所(指定緊急避難場所: 津波)

防災行政無線

主な避難経路

市町村界

マップ上の津波浸水想定区域は、津波防災地域づくりに関する法律第53条に基づく「津波災害警戒区域」に指定されています。津波災害警戒区域では、10m四方で分割した区画ごとに、津波浸水想定の高水深に津波が建物等にぶつかった時のせり上がりを加えた水位である「基準水位」が設定されています。津波災害警戒区域、基準水位は下記URLで確認することができます。(富山県土木部河川課) http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1503/index.html

S=1:7,000

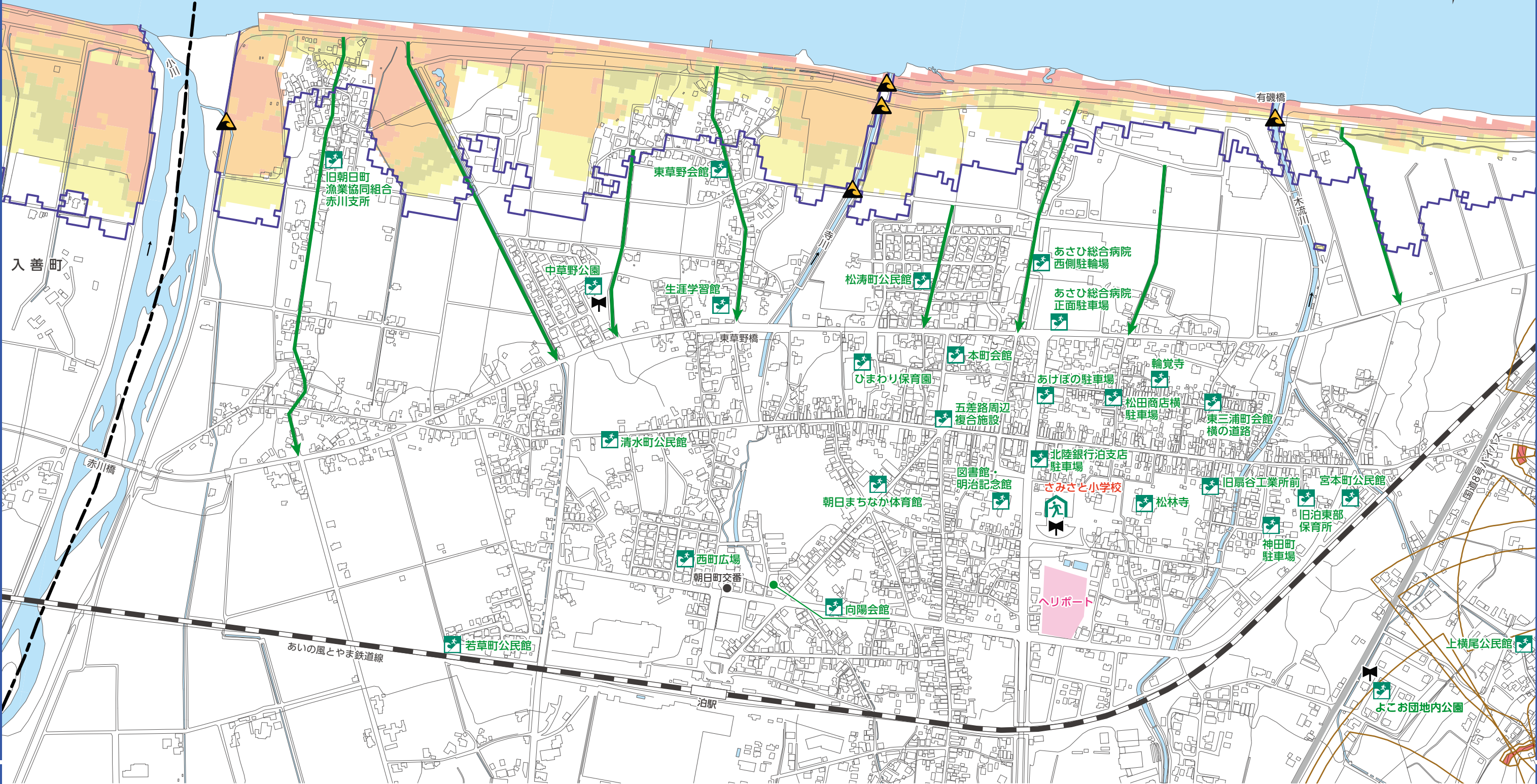
100

0

100

200(m)

朝日町において予想される津波水位と到達時間				
名 称	想定地震規模	最高津波水位 (T.P.m)	最高津波到達時間(分)	海面変動影響開始時間(分)
糸魚川沖断層 (F41) の地震 [3つの断層が運動する場合]	M7.6	5.7	40	1
富山湾西側断層 (F45) の地震 [2つの断層が運動する場合]	M7.2	6.3	9	3
呉羽山断層帯の地震	M7.4	2.8	33	8



※この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 平29情使、第1301号)

津波災害警戒区域【浸水深】

0.01～0.3m未満

0.3～0.5m

0.5～1.0m

1.0～3.0m

3.0～5.0m

5.0～10.0m

（参考）日本海地震・津波調査プロジェクトの断層を含む津波浸水想定区域

津波危険箇所

土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）

土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）

土砂災害特別警戒区域（土石流）

土砂災害警戒区域（地すべり）

広域避難場所 及び 地区避難場所（指定避難所）

一時避難場所（指定緊急避難場所：津波）

防災行政無線

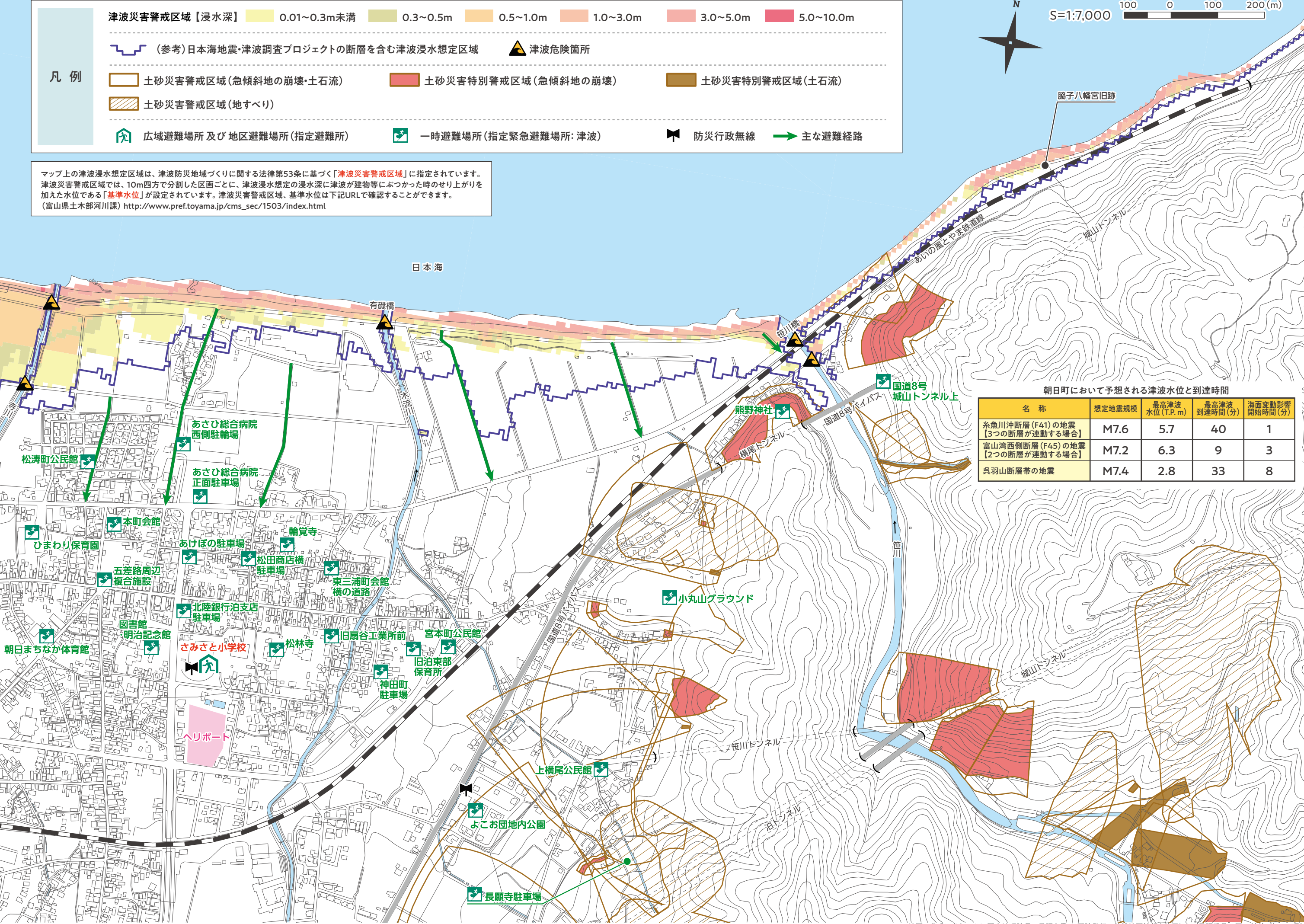
主な避難経路

マップ上の津波浸水想定区域は、津波防災地域づくりに関する法律第53条に基づく「津波災害警戒区域」に指定されています。津波災害警戒区域では、10m四方で分割した区画ごとに、津波浸水想定浸水深に津波が建物等にぶつかった時のせり上がりを加えた水位である「基準水位」が設定されています。津波災害警戒区域、基準水位は下記URLで確認することができます。（富山県土木部河川課）http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1503/index.html

N

S=1:7,000

1000000100200(m)



朝日町において予想される津波水位と到達時間				
名 称	想定地震規模	最高津波水位（T.P.m）	最高津波到達時間（分）	海面変動影響開始時間（分）
糸魚川沖断層（F41）の地震 【3つの断層が運動する場合】	M7.6	5.7	40	1
富山湾西側断層（F45）の地震 【2つの断層が運動する場合】	M7.2	6.3	9	3
呉羽山断層帯の地震	M7.4	2.8	33	8

※この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（承認番号 平29情使、第1301号）

凡 例

津波災害警戒区域【浸水深】

0.01～0.3m未満

0.3～0.5m

0.5～1.0m

1.0～3.0m

3.0～5.0m

5.0～10.0m

(参考)日本海地震・津波調査プロジェクトの断層を含む津波浸水想定区域

津波危険箇所

土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊・土石流)

土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)

土砂災害特別警戒区域(土石流)

土砂災害警戒区域(地すべり)

広域避難場所 及び 地区避難場所(指定避難所)

一時避難場所(指定緊急避難場所: 津波)

防災行政無線

主な避難経路

マップ上の津波浸水想定区域は、津波防災地域づくりに関する法律第53条に基づく「津波災害警戒区域」に指定されています。津波災害警戒区域では、10m四方で分割した区画ごとに、津波浸水想定に津波が建物等にぶつかった時のせり上がりを加えた水位である「基準水位」が設定されています。津波災害警戒区域、基準水位は下記URLで確認することができます。(富山県土木部河川課) http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1503/index.html

S=1:7,000

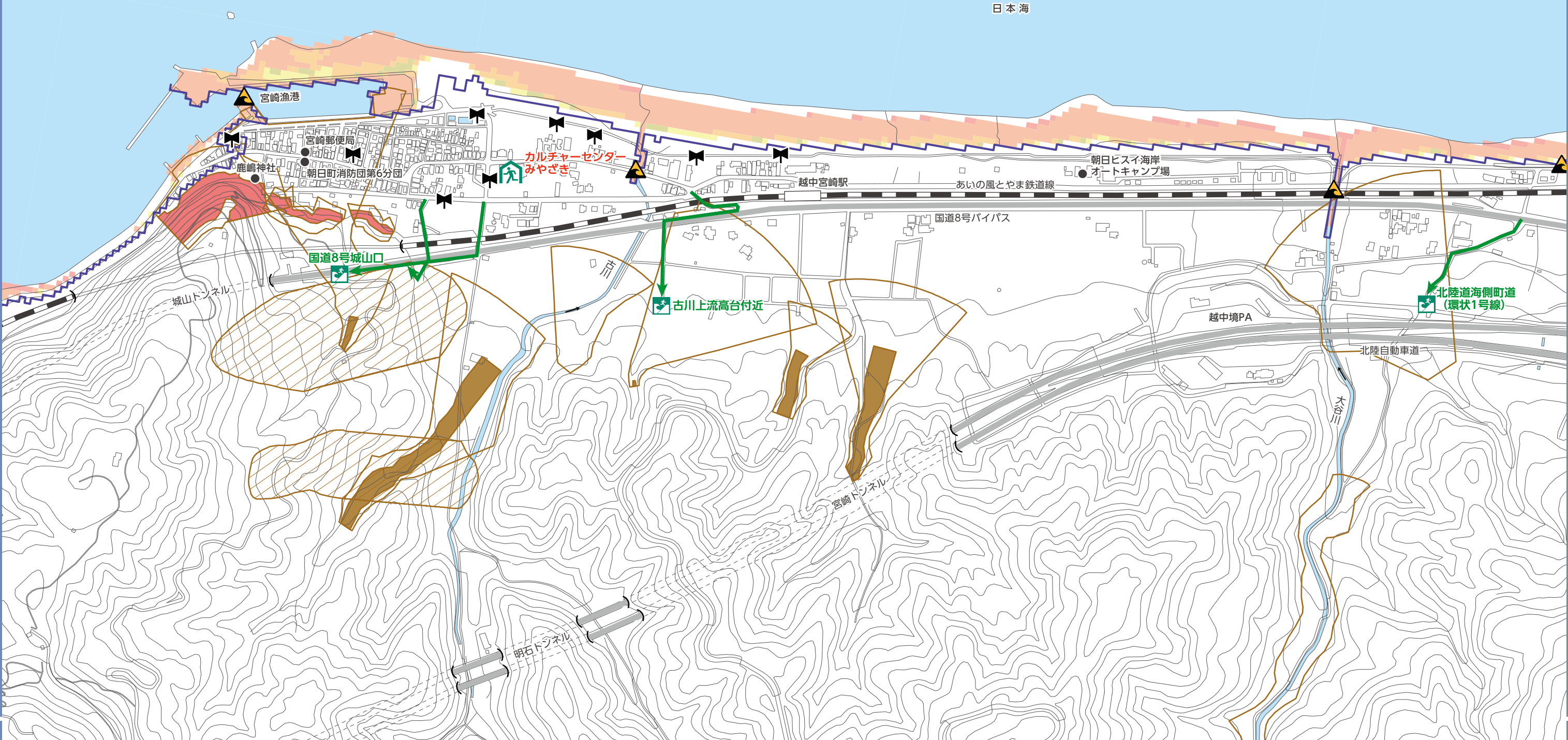
100

0

100

200(m)

朝日町において予想される津波水位と到達時間				
名 称	想定地震規模	最高津波水位 (T.P.m)	最高津波到達時間(分)	海面変動影響開始時間(分)
糸魚川沖断層 (F41) の地震 【3つの断層が連動する場合】	M7.6	5.7	40	1
富山湾西側断層 (F45) の地震 【2つの断層が連動する場合】	M7.2	6.3	9	3
呉羽山断層帯の地震	M7.4	2.8	33	8



※この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平29情使、第1301号)

凡 例

津波災害警戒区域【浸水深】

0.01～0.3m未満

0.3～0.5m

0.5～1.0m

1.0～3.0m

3.0～5.0m

5.0～10.0m

(参考)日本海地震・津波調査プロジェクトの断層を含む津波浸水想定区域

津波危険箇所

土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊・土石流)

土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)

土砂災害特別警戒区域(土石流)

土砂災害警戒区域(地すべり)

広域避難場所 及び 地区避難場所(指定避難所)

一時避難場所(指定緊急避難場所: 津波)

防災行政無線

主な避難経路

市町村界

マップ上の津波浸水想定区域は、津波防災地域づくりに関する法律第53条に基づく「津波災害警戒区域」に指定されています。津波災害警戒区域では、10m四方で分割した区画ごとに、津波浸水想定浸水深に津波が建物等にぶつかった時のせり上がりを加えた水位である「基準水位」が設定されています。津波災害警戒区域、基準水位は下記URLで確認することができます。(富山県土木部河川課) http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1503/index.html

S=1:7,000

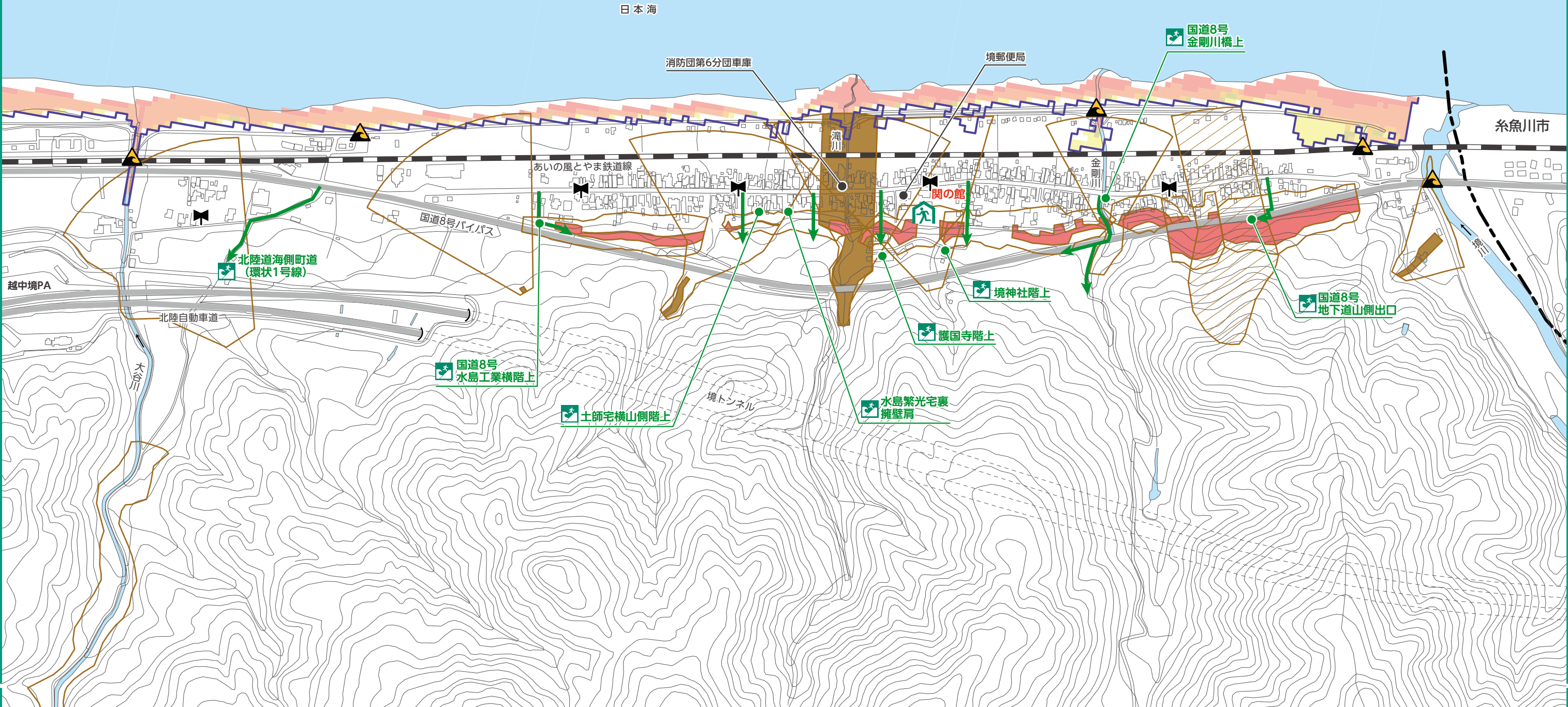
100

0

100

200(m)

朝日町において予想される津波水位と到達時間				
名 称	想定地震規模	最高津波水位 (T.P.m)	最高津波到達時間(分)	海面変動影響開始時間(分)
糸魚川沖断層 (F41) の地震 【3つの断層が連動する場合】	M7.6	5.7	40	1
富山湾西側断層 (F45) の地震 【2つの断層が連動する場合】	M7.2	6.3	9	3
呉羽山断層帯の地震	M7.4	2.8	33	8



※この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平29情使、第1301号)

富山県の津波の特徴（太平洋側との違い）

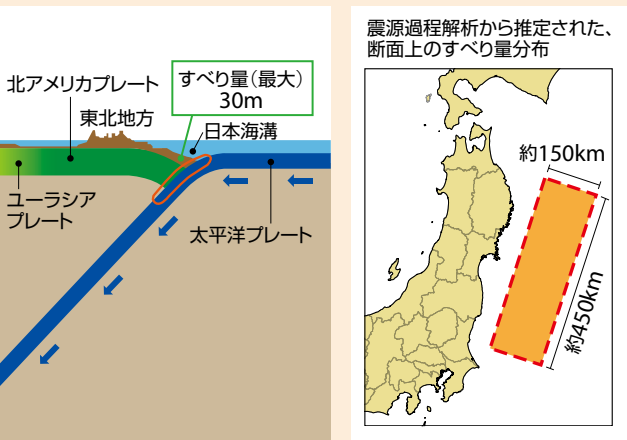
＜太平洋側＞

太平洋側で発生する海溝型地震による津波は、一般的に、地震により隆起する地盤の高さや広さが大きいことから、広範囲にわたって発生し、その高さも高く、継続時間も長くなる傾向があります。

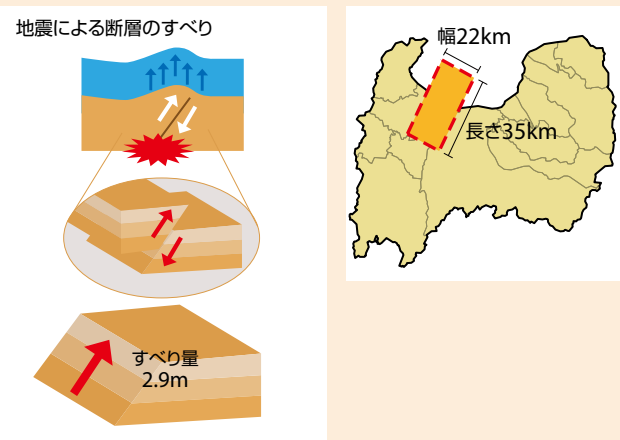
＜日本海側＞

富山県で想定される断層型地震による津波は、海溝型地震に比べて、一般的に地震により隆起する地盤の高さや広さが小さいことから、その発生範囲は狭くなり、高さは低く、継続時間も短くなる傾向にあります。

海溝型地震の例 （東日本大震災）

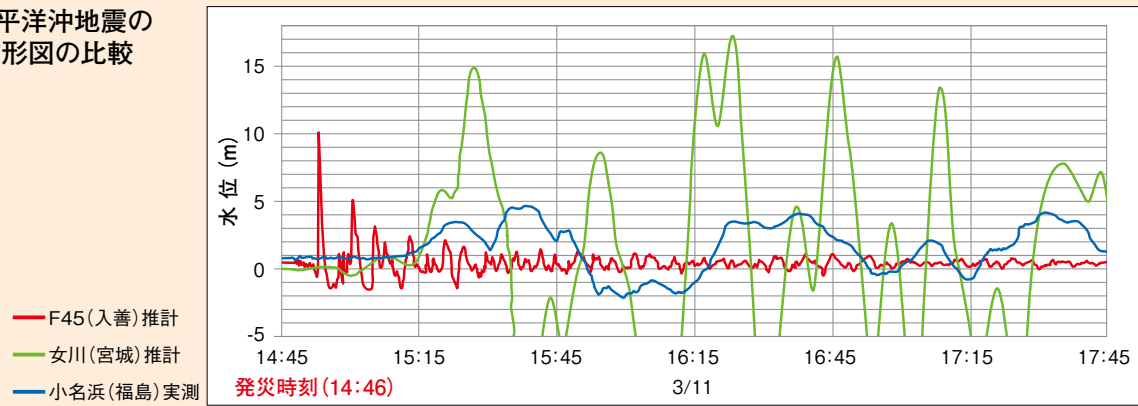


断層型地震の例 本県で想定される地震 （呉羽山断層帯の地震）

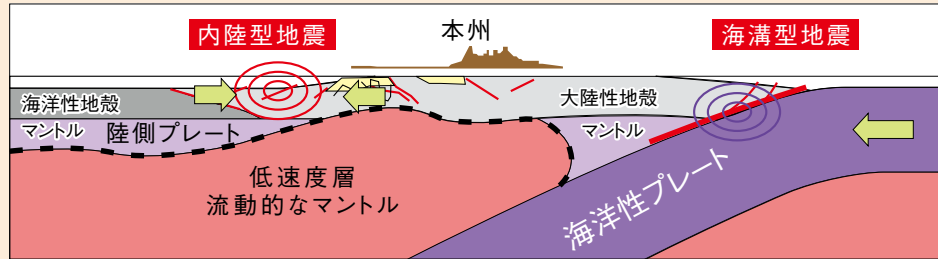


太平洋側と日本海側との津波の違い

■「東北地方太平洋沖地震の津波」との波形図の比較



■日本海側の震源断層の大きさは、太平洋側の断層の数十分の1～数百分の1。活動間隔は10倍程度長い。



内陸型地震（大陸プレート内地震）

- マグニチュード：M7
- 活動間隔：数千年
- 平均変位速度：年間数mm
- 地震発生層の深さ：15～20km
- 断層の数：多数

海溝型地震（プレート境界地震）

- マグニチュード：M8（最大M9）
- 活動間隔：数百年（東北沖のM9は千年間隔）
- 平均変位速度：年間数cm
- 地震発生層の深さ：30～60km
- 断層の数：一つの境界面

想定津波とは？ 〈富山沿岸域で想定される最大クラスの津波〉

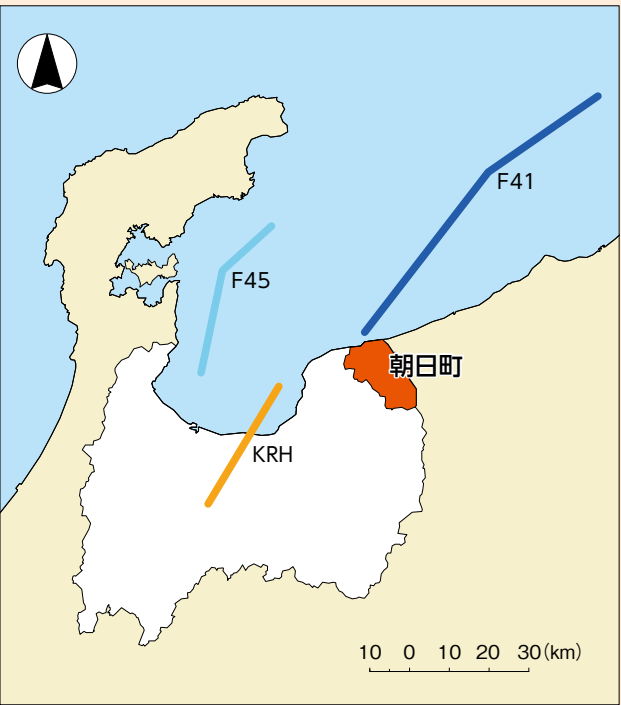
このハザードマップに示す津波浸水想定は、富山県が平成29年2月に公表した津波シミュレーション調査結果における「法律に基づく津波浸水想定の対象断層（3断層）」と「参考に調査した断層（日本海地震・津波調査プロジェクト）（6断層）」による津波を想定したものです（※断層位置図を参照）。

※津波の浸水想定は、現在の科学的知見をもとに浸水予測を行ったものであり、地震の規模や位置によっては、想定よりも大きな津波が到達し、津波の水位が大きくなったり、想定されていない地域まで浸水域が広がったりする可能性がありますのでご注意ください。

対象断層 （法律に基づく断層）	想定 地震規模	地震により隆起する地盤	
		想定平均すべり量	想定長さ、幅
糸魚川沖（F41） ※3つの断層の連動を想定	M7.6	4.66m	長さ 86km 幅 23km
富山湾西側（F45） ※2つの断層の連動を想定	M7.2	2.77m	長さ 43km 幅 18km
呉羽山断層帯	M7.4	2.90m	長さ 35km 幅 22km

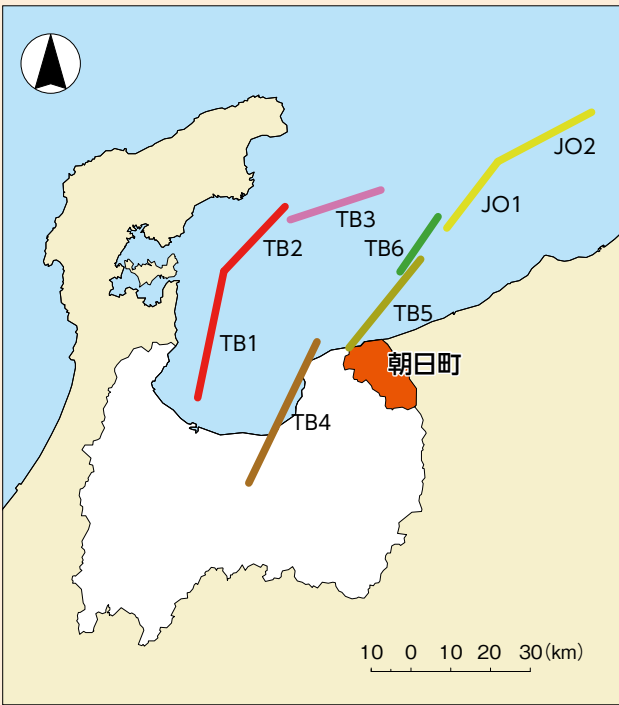
断層位置図

■法律に基づく断層



- F41 糸魚川沖
- F45 富山湾西側
- KRH 呉羽山断層帯

■日本海地震・津波調査プロジェクトによる参考断層

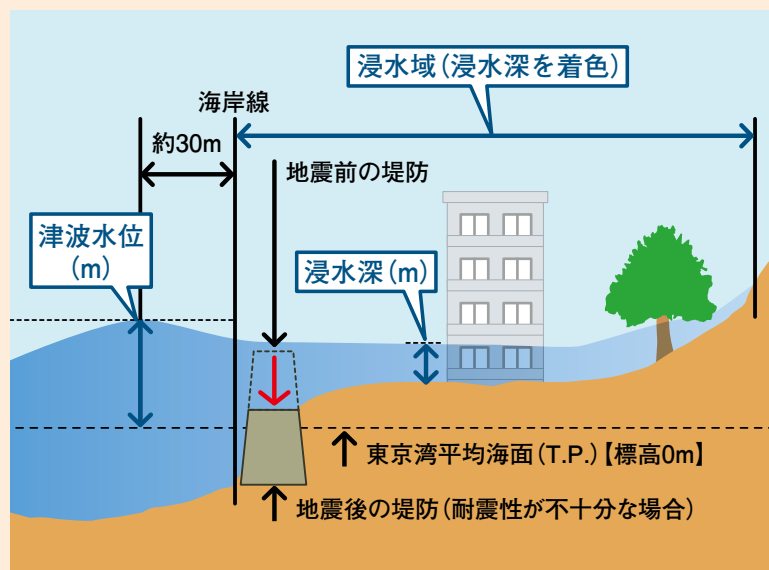


- TB1,2 富山湾西側の断層（TB1、TB2の連動）
- TB3 能登半島南東沖の断層
- TB4 魚津沖の断層
- TB5 糸魚川沖の断層
- TB6 糸魚川沖の断層
- JO1,2 糸魚川沖の断層（JO1、JO2の連動）

富山県で想定される津波の特徴

- ◎ 浸水深5mを超える区域は、沿岸から概ね10m以内で、沿岸のごく一部の地域に限られる。
- ◎ 津波水位は、入善町の10.2mが最高（法律に基づく津波浸水想定の対象断層（F45））
- ◎ 最高水位は第1波又は第2波で、その後、急激に減衰する（継続時間が短い）。
- ◎ 海面が変動を開始する時間が全般的に早く、最高津波の到達時間が早い地域もある。

津波浸水想定に関わる用語を知ろう



浸水深

陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ。

津波水位

海岸線から約30m沖合の地点における津波の海面を東京湾平均海面 (T.P.) から測った高さ。

最高津波水位

主要な港の海岸線から沖合約30m地点における最高津波水位。

最高津波到達時間

海岸線から約30m沖合の地点における地震直後から最高津波水位となるまでの時間。

海面変動影響開始時間

地震直後の海面に±20cmの海面 (水位) 変動が生じるまでの時間。

津波災害警戒区域とは？

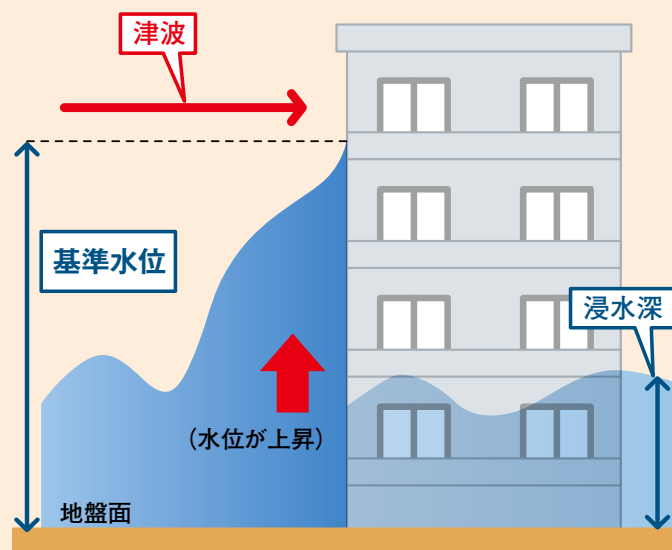
- 最大クラスの津波が発生した場合に、**住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域**で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域
- 指定にあたり、「基準水位」も併せて公表

基準水位とは？

基準水位

「基準水位」は、津波法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

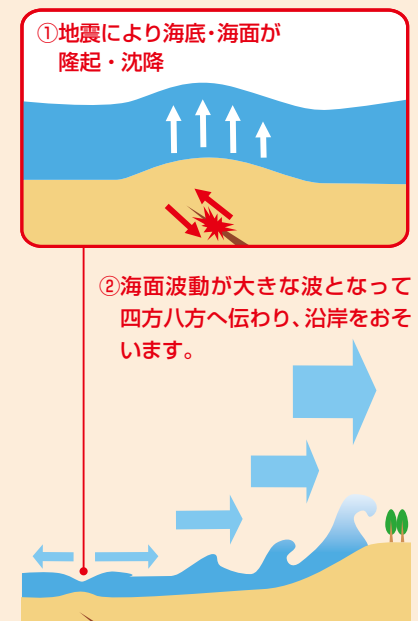
「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に **建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位**であり、地盤面からの高さ (m単位) で表示しています。



津波の特徴

津波発生の仕組み

海底の地下の浅い所で大きな地震が起これと、断層の運動により海底の地盤が隆起したり沈降したりします。この海底の変形に伴って海面が変動し、津波の原因となります。



津波の特徴

沖合ではジェット機並み

津波は沖合ではジェット機速度に匹敵し、陸上ではオリンピックの短距離選手並みの速さです。人が走って逃げ切れるものではありません。

引き潮が無くても来る

地震の起こり方や、震源付近の地形によっては引き潮が起こらないこともあります。

2波、3波と繰り返す

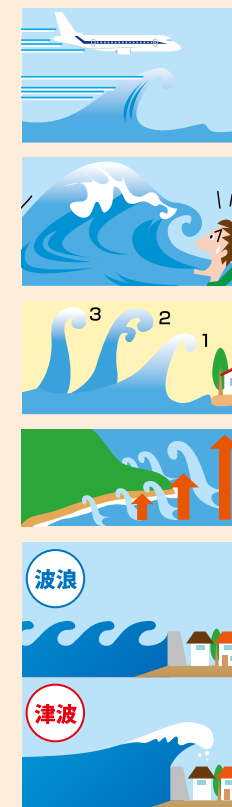
津波は繰り返しおそってきます。第2波、3波の方が大きくなる可能性が高いです。

津波の高さは想像以上

津波の高さは海岸の地形などに大きく左右されます。

恐るべき津波の破壊力

津波は海底地盤の上下による海水全体の動きのため、海底から海面までの全ての海水が巨大な水のかたまりとなって海岸に押し寄せ、その破壊力はすさまじいものとなります。また、引き波も長時間にわたり引き続けるために、家屋などが一気に海中へと引き込まれてしまいます。



津波が起きたら…

逃げるが一番!

高台へ避難しましょう

波が引かずにすぐに津波がおそってくることもあります。また、繰り返し押し寄せることもあります。

河川から離れましょう

川をさかのぼる津波は速度が速く、避難の際に川沿いの道や橋を通ることは危険です。



避難に車は使わない

原則として車で避難することはやめましょう。渋滞に巻き込まれ、避難が困難になり、被害を大きくすることもあります。

船は沖合へ

沖合では津波を感じません。船に乗っている時はあわてて港に戻らずに、沖合へ向かいましょう。津波の被害を避けることができます。



覚えておこう「津波避難3原則」

津波から身を守るために、次の3つのことを心得ておきましょう。

① 想定を信じるな

今後来る津波が、想定通りの地震、津波とは限りません。浸水想定図の無着色 (白地) の地域でも絶対安全とは言えません。

② 最善を尽くせ

津波に巻き込まれたら、まず助からないと考えましょう。「自然はいかなることもあり得る」と考え、一刻も早く、できる限り高く、そして遠くへ逃げるのが大切です。

③ 率先避難者たれ

いざ地震が起こったとき、自分が最初に避難するためには、知識と勇気が必要です。自分が最初に逃げることで、周りの多くの人を助けることにもつながります。

津波警報・注意報の分類と、とるべき行動

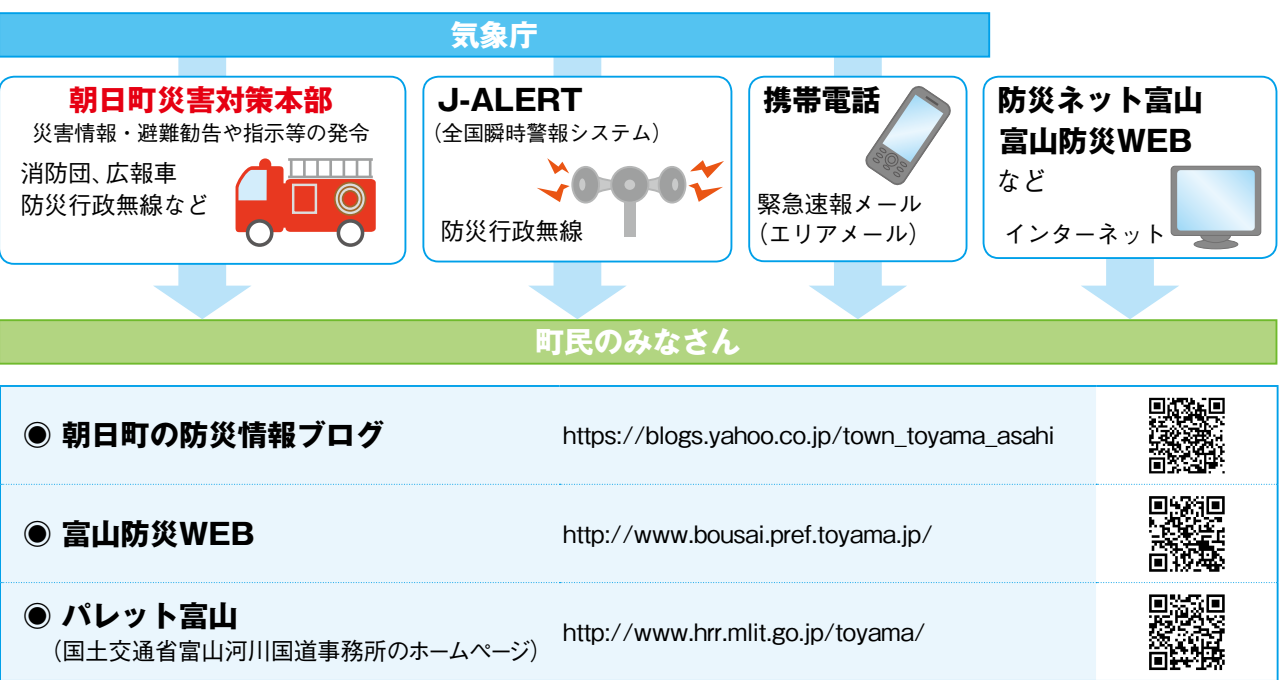
気象庁では津波による災害の発生が予想される場合に、地震発生後、約3分で大津波警報、津波警報または津波注意報を発表します。その後、「予想される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表します。
例：3mから5mの間の津波が予想されたら「予想される津波の高さは5m」と発表します

	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される被害
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現		
大津波警報 【特別警報】	10m超 (10m<高さ)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返しおそってくるので津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。
	10m (5m<高さ≤10m)			
	5m (3m<高さ≤5m)			
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い	ここなら安全と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう！	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。
津波注意報	1m (20cm<高さ≤1m)	表記しない	海の中にいる人は、ただちに海から上がり、海岸から離れて下さい。 津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。	海の中では、人は速い流れに巻き込まれる。小型船が転覆する。

- 津波は沿岸の地形などの影響により局所的に予想より高くなる場合があります。より高い場所を目指して避難しましょう。
- マグニチュード8を超える巨大地震の場合は、正しい地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して、大津波警報や津波警報を発表します。
- 地震発生後、予想される津波の高さが20cm未満で被害の心配が無い場合、または津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、「津波予報（若干の海面変動）」を発表します。
- **大津波警報は特別警報に位置づけられます。命を守るために情報の収集に努めてください。**

災害時における情報伝達経路

津波・地震・避難情報等は以下のような経路で町民のみなさんに伝達されます。



家族で防災会議を開こう

- 定期的に家の内外の危険箇所をチェックしよう
- 災害発生時の連絡方法や集合場所を決めておこう
あらかじめ決められた避難所に避難できない場合など、様々な状況を想定しましょう。
- 地域の防災訓練に積極的に参加しよう

- 非常持ち出し品・備蓄品を準備しよう
いざというときにすぐ手にできるよう、非常持ち出し品を準備しておきましょう。万が一の場合に3日間程度は自活できるよう、備蓄品を準備しておきましょう。家族の状況にあわせて特に必要なものや、ペット用の持ち出し品の備えも必要です。巻末のページのチェックリストを参考にしてください。



災害時要配慮者への避難支援

災害時要配慮者への協力

高齢者・乳幼児・傷病者・外国人の方たちは、災害時の避難行動や言葉の理解などで大きなハンデを負うことになります。地域のみなさんは日頃からコミュニケーションをとりあって、災害時には相手に適した誘導方法で早めの避難ができるように協力しましょう。

① 高齢者・乳幼児・病人やけが人の場合

あらかじめ災害時の援助者を決めておきましょう。できるだけ複数で対応してください。病気やけがの程度に応じて声をかける、手をさえる等の援助をしてください。



③ 目の不自由な人の場合

「お手伝いしましょうか」とまず声をかけてください。誘導するときは腕をかし、半歩前くらいをゆっくり歩きましょう。



④ 耳の不自由な人の場合

話すときは近くまで寄って相手にまっすぐ顔を向け、口を大きくはっきり動かし、口頭で伝わりにくい時は筆談しましょう。紙やペンがないときは相手の手のひらに字を書いて伝えてください。



② 車いすを利用する人の場合

必ず誰かが付き添ってください。段差があるところではゆっくりとした対応をしてください。



⑤ 外国人の場合

孤立させないよう、日本語でもいいので声をかけてください。言葉が通じない場合は、身ぶり手ぶりを交えて誘導してください。



朝日町における【指定緊急避難場所：一時避難場所】

地区名	施設・場所名	住所	津波・高潮	地震	崖崩れ土石流地滑り
境	大平と宅裏バイパス入口	境1897番地4	—	●	●
	水島俊治宅向かい空地 (大平半吉宅跡地)	境1940番地1	—	●	●
	あさひ建設駐車場	境1955番地	—	●	●
	林酒造・水島友二宅地	境1642番地2	—	●	—
	朝日町若者等創作活動施設「関の館」	境1561番地	—	●	●
	境消防屯所駐車場	境1348番地	—	●	—
	土師清次宅東側空地	境1491番地1	—	●	—
	水島克己宅向かい空地 (旧仁三郎宅跡地)	境1248番地1	—	●	●
	水島靖邦宅西側空地 (旧広川松枝宅跡地)	境1211番地1	—	●	●
	ドライブイン金森駐車場	境706番地1	—	●	●
	旧大平消防屯所	大平103番地3	—	●	●
	国道8号地下道山側出口	境1898番地6	●	—	—
	国道8号金剛川橋上	境1964番地2	●	—	—
	境神社階上	境1523番地	●	—	—
	護国寺階上		●	—	—
	水島繁光宅裏擁壁肩	境1466番地	●	—	—
	土師宅横山側階上	境1474番地1	●	—	—
	国道8号水島工業横階上	境1045番地	●	—	—
	北陸道海側町道 (環状1号線)		●	—	—
宮 崎	美島荘跡地広場	宮崎3239番地1	—	●	●
	朝日町地域農産物等活用型総合交流促進施設「カルチャーセンターみやざき」	宮崎1196番地	—	●	●
	竹谷進一宅西側駐車場 (嘉造の駐車場)	宮崎1267番地1	—	●	●
	加藤クリーニング店前	宮崎1288番地1	—	●	●
	宮崎鉱泉本館東側駐車場 (扇谷康志の駐車場)	宮崎1341番地1	—	●	●
	岩谷美代子宅前駐車場 (長兵への駐車場)	宮崎1498番地2	—	●	●
	宮川八秋宅西側駐車場	宮崎1441番地	—	●	●
	国道8号城山口	宮崎11番地	●	—	—
	古川上流高台付近		●	—	—
笹 川	甲子倶楽部	笹川660番地	●	●	●
	築山倶楽部	笹川1004番地1	●	●	●
	中央会館	笹川1065番地2	●	●	●
	宮平倶楽部	笹川1150番地1	●	●	—
	諏訪倶楽部	笹川3015番地1	●	●	—
	盈進倶楽部	笹川4544番地7	●	●	●
	正覚寺	笹川1147番地1	—	—	●
	ほたる交流館	笹川1910番地	—	—	●
泊一区	小丸山グラウンド	横尾700番地	●	●	●
	熊野神社	横尾301番地	●	●	●
	国道8号城山トンネル上	元屋敷1530番地	●	●	●
	上横尾公民館	横尾1165番地2	●	●	●
	よこお団地内公園	横尾53番地4	●	●	●
	宮本町公民館	横尾2212番地	●	●	●
	旧泊東部保育所	沼保339番地1	●	●	●
	神田町駐車場	沼保332番地12	●	●	●
	旧扇谷工業所前	沼保1031番地	●	●	●
	松林寺	泊262番地	●	●	●
	東三浦町会館横の道路	泊111番地	●	●	●
	輪覚寺	泊811番地1	●	●	●
	松田商店横駐車場	泊344番地	●	●	●
	あけぼの駐車場	沼保1196番地	●	●	●
	温泉町会館	横尾976番地11	—	—	●
	長願寺駐車場	横尾1476番地	●	—	—
泊二区	北陸銀行泊支店駐車場	沼保982番地2	●	●	●
	あさひ総合病院正面駐車場	泊477番地	●	●	●
	あさひ総合病院西側駐輪場	泊477番地	●	●	●
地区名	施設・場所名	住所	津波・高潮	地震	崖崩れ土石流地滑り
泊二区	本町会館	沼保1207番地1	●	●	●
	向陽会館	平柳224番地1	●	●	●
	ひまわり保育園	荒川283番地	●	●	●
	朝日まちなか体育館	荒川358番地	●	●	●
	清水町公民館	東草野1675番地3	●	●	●
	生涯学習館	東草野466番地8	●	●	●
	東草野会館	東草野487番地1	●	●	●
	西町広場	西町50番地	●	●	●
	松清町公民館	荒川134番地30	●	●	●
	若草町公民館	草野123番地27	●	●	●
	中草野公園	東草野1番地23	●	●	●
	五差路周辺複合施設	泊418番地	●	●	●
泊三区	図書館・明治記念館	沼保969番地	●	●	●
	沼の保公園	沼保1510番地	—	●	—
五箇庄	桜町公民館	桜町1141番地2	●	●	●
	山本俊雄宅横空地	桜町1058番地1	●	●	●
	南茂理容店駐車場	桜町978番地1	●	●	●
	佐々木宏宅前交差点	桜町69番地2	●	●	●
	高木啓吾宅横農道	桜町3058番地3	●	●	●
	南茂製材所敷地内	桜町986番地1	●	●	●
	桜町六区公園	桜町153番地4	●	●	●
	旭ヶ丘会館	桜町907番地	●	●	●
	月山公民館	月山523番地5	●	●	●
	新田集会所	草野357番地3	—	●	●
	草野公民館 (照圓寺境内)	草野633番地1	—	●	●
	五箇庄コミュニティセンター彩の里	月山400番地	●	—	—
南 保	旧朝日町漁業協同組合赤川支所	赤川1609番地2	●	●	●
	柚木憲昭宅前	南保247番地2	●	●	●
	小更公民館	南保526番地2	●	●	●
	越公民館	南保1984番地1	●	●	●
	竹ノ内公民館	南保3976番地1	●	●	●
	町南保公民館	南保928番地2	●	●	●
	基幹集落センター	南保町72番地の1	●	●	●
	明野公園	南保127番地28	●	●	●
	陽光台公園	南保92番地10	●	●	●
	高畠公民館	南保5130番地	●	●	●
	長野公民館	南保5125番地1	●	●	●
	谷公民館	南保6438番地1	●	●	●
姪谷自治会館	姪谷自治会館	姪谷54番地の2	●	●	●

地区名	施設・場所名	住所	津波・高潮	地震	崖崩れ土石流地滑り
山 崎	ホテルおがわ前	湯ノ瀬1番地	●	●	●
	羽入自治会館	山崎566番地甲の1	●	●	●
	辻岩崎公民館	山崎1829番地1	●	●	—
	食彩あさひ	山崎296番地	—	—	●
	越公民館	山崎4310番地1	●	●	●
	坊公民館	細野441番地6	●	●	●
	小在池公民館	山崎7119番地	●	●	●
	花房公民館	山崎5157番地1	●	●	●
	山崎新公民館	山崎新260番地1	●	●	●
	細野公民館	細野313番地1	●	●	●
	山王公民館	殿町3066番地2	●	●	●
	殿町公民館	殿町1458番地	●	●	●
大家庄	大家庄公民館	大家庄248番地	●	●	●
	井ノ口公民館	大家庄1126番地	●	●	●
地区名	施設・場所名	住所	津波・高潮	地震	崖崩れ土石流地滑り
大家庄	柳田公民館	大家庄863番地1	●	●	●
	三枚橋公民館	三枚橋339番地	●	●	●
	不動堂公民館	不動堂130番地2	●	●	●
	横水公民館	横水61番地	●	●	●
	高野公民館	高橋280番地	●	●	●
	下山新公民館	下山新578番地	●	●	●
	金山農村公園	金山696番地	●	●	●
	窪田公民館	窪田231番地	●	●	●
	舟川新公民館	舟川新436番地3	●	●	●
	横道公民館	藤塚433番地	●	●	●
環境ふれあい施設	藤塚公民館	藤塚465番地	●	●	●
	下野公民館	下野177番地	●	●	●
	環境ふれあい施設	舟川新35番地	●	●	●

は指定避難所を兼ねる

朝日町における避難場所の概要

令和4年2月28日、朝日町の避難所は、指定避難所（地区避難場所と広域避難場所を再編）であるサンリーナ、さみさと小学校、あさひ野小学校の3箇所に加え、指定緊急避難場所として位置付けられる、公民館や公園などの自主避難所（一時避難場所の名称改め）112箇所に見直しされております。

各避難所の詳細につきましては、朝日町防災ハンドブックをご参照ください。

地区別	施設・場所名	住所	津波・高潮	地震	崖崩れ土石流地滑り
泊三区	地区別個表参照 (15箇所)	朝日町立さみさと小学校	12m	●	●
	富山県立泊高等学校		20m	●	●
五箇庄	地区別個表参照 (16箇所)	五箇庄地区多目的施設「五箇庄コミュニティセンター彩の里」	24m	●	●
	朝日町文化体育センター「サンリーナ」		33m	●	●
南 保	地区別個表参照 (12箇所)	南保地区多目的施設「南保みず穂館」	70m	●	●
	山崎地区多目的施設「やまざき紅悠館」		95m	●	●
山 崎	地区別個表参照 (12箇所)	朝日町文化体育センター「サンリーナ」	33m	●	●
大家庄	地区別個表参照 (15箇所)	朝日町立朝日中学校		●	●
	朝日町立さみさと小学校		12m	●	●
合 計	138箇所	10箇所	5箇所		



小丸山階段



境3区避難経路(国交省)



境10区避難経路(国交省)

地域や関係機関の協力のもと、避難経路（津波避難階段）や海拔表示看板等を整備しています。